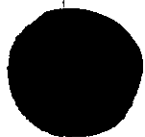
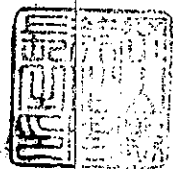


普通財産使用貸付契約書



普通財産使用貸付契約書

貸付人岡山県美作市（以下「甲」という。）と、借受人[REDACTED]
[REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の使用貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

- 第2条 甲は、次に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

所在地	地目	面積（㎡）
美作市中町 138 番地 1	宅地	3,718.32

（貸付期間）

- 第3条 貸付物件の貸付期間は、2017年8月1日から2047年7月31日までとする。

（物件の引渡し）

- 第4条 甲は、前条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡す。

（指定用途）

- 第5条 乙は、貸付物件について、（仮称）美作市スポーツ医療看護専門学校及び（仮称）[REDACTED]高等学校美作キャンパス学生寮建設の用途に供しなければならない。
- 2 乙が、前項に基づき建築する建物及び設備については、甲に対し事前に設計図面を開示し、承諾を得なければならない。

（転貸の禁止等）

- 第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- （1）貸付物件を他人に転貸し、又は使用借権を譲渡しないこと。
- （2）貸付物件の地質を改変しないこと。

（物件の保全義務等）

- 第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代って賠償の責を果した場合には、乙に求償することができる。

(調査協力義務等)

第9条 甲は、前5条に定める義務の履行状況の確認のため、必要があると認めるときは、乙に対し、貸付物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、貸付物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(貸付契約の継続)

第10条 乙は、引き続き貸付物件の貸付けを受けようとする場合には、貸付期間満了6月前までに書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の事由があるときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたとき。

(原状回復等)

第12条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合若しくは本契約が合意解除された場合においては、甲が指定する期日までに自己の負担で直ちに建物及び設備を撤去し、貸付物件を現状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙が前項の返還義務を履行しないときは、乙は、甲が指定する期日の翌日から貸付物件の返還が完了するまで、美作市財産規則(平成17年美作市規則第50号)第35条に定める土地の貸付料相当額を甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、第11条第1項第1号から第2号までの規定により本契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合若しくは本契約が合意解除された場合において、貸付物件に投じた有益費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(瑕疵担保責任の免除)

第14条 甲は、貸付物件が地盤沈下する等の事態が生じたときも乙に対し瑕疵担保責任を負わない。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、岡山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

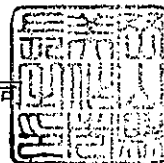
第17条 本契約について疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 岡山県美作市
市長

萩原 誠 司



乙

